

Web口座振替受付サービス規定

1. (適用範囲)

- (1) 「Web口座振替受付サービス」(以下、「本サービス」といいます。)とは、当行預金者(以下、「預金者」といいます。)が、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)に対する諸料金等の支払いに関し、キャッシュカードまたは当座カード(当行が普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。))についてカード規定にもとづいて発行したカード、または当座勘定について当座カード規定にもとづいて発行したカード。(以下「カード」といいます。))を発行済みの預金口座を対象として、パーソナルコンピュータ・携帯電話等の端末機(以下、「端末機」といいます。)から、収納機関のウェブ・サイトを通じて、後記3.(1)の預金口座振替の申込ができるサービスです。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」といいます。)の預金者本人に限ります。
- (3) なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

2. (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者は端末機で収納機関のウェブ・サイトより、当該口座の支店名・科目・口座番号、カードの暗証番号、及び必要項目(以下、「所定事項」といいます。)を当行所定の方法により正確に自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ア. 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - イ. 収納機関のウェブ・サイトにおいて購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、当該口座で本サービスを利用することはできません。
 - ア. 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号等の所定事項を誤って端末機に入力した場合
 - イ. カードの紛失または盗難の届け出があり、それに基づいて当行が所定の手続きを行った場合
 - ウ. 差押や相続、その他当行所定の理由により当該口座における取引を制限している場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。

3. (預金口座振替契約等)

- (1) 前記2.(1)により所定事項の入力がされ、当行が預金者の申込を受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。預金者はその内容を確認のうえ、正しい場合には、口座振替申込ボタンを押下し、当行に通知するものとします。申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申込が確定したのものとし、預金者と当行との間で契約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約(本規定において「預金口座振替」といいます。)が成立したものとみなします。この場合、当行は預金者に対し、収納機関を通じて端末機の画面に受付内容をお知らせします。

当該お知らせが回線障害等の理由で届かない場合には、預金者が当行に照会するものとし、照会がなかったことにより預金者に損害が生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。また、申込の確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。
- (2) 当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳または小切手の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。
- (3) 前記2.(1)により所定事項の入力後、端末機に入力内容確認の画面が表示されないときは預金口座振替は成立しなかったものとします。
- (4) 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。))を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
- (5) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。
- (6) 預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届け出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものと取り扱うことができるものとします。

4. (収納機関への情報通知)

- (1) 申込の確定または不成立に関し、当行は収納機関に対し、当該情報を通知するものとし、預金者は当行が収納機関に通知することにつき、予め同意するものとします。
- (2) 申込の確定に対し、当行は収納機関に対し、預金者が当行の普通預金口座または当座勘定を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

5. (預金口座振替の開始時期)

収納機関による口座振替の開始時期は、本サービスにより預金口座振替契約が成立し、各収納機関の手続きが完了した後とします。

6. (本サービスの機能を停止する場合)

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行本支店へ申し出ることにより停止することができます。当行はこの申し出を受けたときは、ただちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

7. (免責事項)

- (1) 前記2.(1)により、預金口座振替契約の申込があり、入力された暗証番号等の所定事項と届け出の暗証番号等との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

8. (規定の適用)

- (1) この規定に定めのない事項についてはカード規定、当座カード規定ほか各種規定により取扱います。
- (2) 当行は、本件規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本件規定の変更が、本件規定の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本件規定を変更することができるものとします。この場合、当行は、当行のホームページ上の「Web口座振替受付サービス規定」を改定し掲示します。
- (3) 前記(2)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020.2)